

利用者に関する情報の外部送信に係る規律 に関する意見

2022年6月17日

主婦連合会 平野祐子

2

ネット上のサービスを利用する際、利用者が気づかないままに利用者の情報や履歴が外部に送信され、広告の配信などに使用されている実態があります。

消費者の不安

自分のどのような情報が

どこに渡されるのか

どのように利用されるのか

どのように保管されるのか

自分で確認できるのか

削除できるのか

規律の内容について

【総務省資料より】

電気通信事業者又は第三号事業を営む者が利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備を送信先とする情報の外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、当該通信によって送信されることとなる当該利用者に関する情報等を当該利用者に

(1) 通知又は容易に知り得る状態に置く、(2) 同意を取得、(3) オプトアウトのいずれかの措置を取ることとする。

主婦連合会が提案する解釈と新たな類型

(1) 通知又は容易に知り得る状態に置く

➤ 「当該通信によって送信されることとなる当該利用者に関する情報」に加えて、当該サービスの利用は「情報の外部送信」が必要条件であることを明記。

(2) 同意を取得

➤ 「情報の外部送信」に関する、「オプトイン」 (=同意しなくてもサービスの利用ができる) という位置づけとすべき。同意しなければサービスの利用ができないケースは、別の類型とすべき。(新たな(4)参照)

(3) オプトアウト

➤ 言葉の本来の意味通り、「情報の外部送信」だけをオプトアウトできる (=オプトアウトしてもサービスの利用ができる) 類型。「情報の外部送信」のみをオプトアウトできない (オプトアウトすると当該サービスも利用できない) 場合は、第4の(新たな) 類型に。

新たな(4) 同意確認(仮) ((1) に同意プロセスを追加したかたち)

➤ (1) のような情報提供を前提に、同意のプロセスを経たうえでサービスを利用する。当該サービスの利用は「情報の外部送信」が必要条件であることを明記。

規律の内容について

前ページの（１）通知又は容易に知り得る状態に置く
で「通知又は利用者に容易に知り得る状態に置くべき」
とされる事項は、

- （２）同意を取得
- （３）オプトアウト
- （４）同意確認（仮）

のいずれの場合でも、同様に利用者に提供されるべき。

論点1

○内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務は何か。

①役務の内容

事務局資料にある電気通信役務のすべてを対象とすること
でいいのではないか

- 固定・携帯電話
- インターネット接続サービス
- 利用者間のメッセージ媒介サービス等

- オンライン検索サービス
- SNS・電子掲示板・動画共有サービス※
- オンラインショッピングモール※
- 各種情報のオンライン提供等
(例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等)

論点1

○内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務は何か。

②利用者の範囲

事務局資料にある利用者の範囲すべてを対象とするべき

- I ウェブサイトを通じた電気通信役務を利用する利用者
- II アプリケーション(ブラウザを除く)を通じた電気通信役務を利用する利用者

論点1

○内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務は何か。

③利用状況

④利用者の利益に及ぼす影響が少ない

利用者個人にとって、情報を取得されることによる影響やリスクは、ウェブサイトの閲覧（PV）数やアプリのダウンロード数と関係なく同じである。

新しいウェブサイト、新たなアプリの場合、閲覧数やDL数が増えるまで何の措置もされないことは、合理的ではない。

利用状況により措置の対象を絞る必要はなく、「情報の外部送信」がなされる場合は、等しく規律に従うべきではないか。

仮に利用状況の水準により線引きする場合でも、その規律の対象外となる事業者においてもガイドラインなどで規律に準ずる内容を定めるべき。

論点2

○利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く際にどのような要件を満たすべきか。

①共通的に満たすべきと考えられる要件

②特に通知する際に満たすべきと考えられる要件

③特に容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件

事務局資料の論点2 ①②③に（例）として挙げられているものすべてを要件とべき。

上記に加えて、色（背景および文字）についての要件を定めるべき。

論点3

○利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項はどのようなものか。

①送信されることとなる利用者に関する情報の内容

②利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

③その他総務省令で定める事項

事務局資料の論点3①②③に（例）として挙げられているすべての事項を含めるべき。

加えて、当該サービスの利用は「情報の外部送信」が必要条件であることを明記。

論点4

○オプトアウト措置、オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法 その他の総務省令で定める事項について利用者が容易に知り得る状態に置いていることについてどのように考えればよいか。

①オプトアウト措置(を講じていること)

②利用者の求めを受け付ける方法

③その他総務省令で定める事項

事務局資料の論点4 ①②③に(例)として挙げられているすべての事項を含めるべき。

オプトアウトする情報項目を選択できることが望ましい。

論点5

○符号、音響又は画像を端末上に適正に表示するために必要な情報 その他の利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報とはどのようなものがあるか。

①符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報

②その他総務省令で定める事項

事務局資料の論点5 ①②に（例）として挙げられているすべての情報を含めるべき。

利用者に関する情報の外部送信に関して、徹底した透明性、わかりやすさ、漏洩や不正利用を防ぐことのできるセキュリティ管理、利用者による選択の機会の提供を求めます。

以上